

現行

第十五章 大会

第百五条(大会議長・副議長の選挙と任期) 大会議長及び副議長の選挙は、第八十九条第1項及び第2項を適用する。

[新設]

2 大会議長及び副議長の任期は一年とする。ただし、定期会において後任者が就任するときまでとする。

第百六条(大会常任書記長・常任書記の職務) 大会に常任書記長及び常任書記若干名を置く。

2 常任書記長の職務は、次のとおりである。
3 常任書記の職務は、次のとおりである。

[一から六まで同じ]

[新設]

[八から十二まで同じ]

[新設]

第百七条(大会常任書記長・常任書記の選挙と任期) 大会常任書記長は、定期会において、教師の中から投票によって選挙する。当選決定については第八十九条第1項を適用する。

2 大会常任書記は、定期会において、教師または治会長老の中から選挙する。
3 常任書記長及び常任書記の任期は二年とする。ただし、定期会において後任者が就任するときまでとする。

改正案

第十五章 大会

第百五条(大会議長・副議長の選挙と任期) 大会議長は、定期会において、議員の中から投票によって選挙する。当選決定については第八十九条第1項を適用する。ただし、三選は禁止する。

2 副議長は、議長選挙における次点者とする。

3 大会議長及び副議長の任期は二年とする。ただし、定期会において後任者が就任するときまでとする。

第百六条(大会常任書記長・常任書記の職務) 大会に常任書記長及び常任書記若干名を置く。

2 常任書記長の職務は、次のとおりである。
3 常任書記の職務は、次のとおりである。

七 役員修養会を開催すること。

4 常任書記長・常任書記は常任書記団を構成し、常任書記長がその議長となる。

第百七条(大会常任書記長・常任書記の選挙と任期) 大会常任書記長は、定期会において、教師の中から投票によって選挙する。当選決定については第八十九条第1項を適用する。ただし、三選は禁止する。

2 大会常任書記は、定期会において、教師または治会長老の中から選挙する。
3 常任書記長及び常任書記の任期は二年とする。ただし、定期会において後任者が就任するときまでとする。

第十六章 常任委員会

第百九条（常任委員会） 中会及び大会は、その任務の遂行のため、各種の常任委員会を置く。

[新設]

2 各種の常任委員会は、必要な研究、提案をなし、また、中会及び大会の決議を実行する。

3 委員会条例は、各会議が定める。

第百十一条（大会の常任委員会） 大会がその任務の遂行のために置く常任委員会及び管掌事項は、次のとおりである。

一 憲法委員会 これに三つの分科会を置く。

ア 第一分科会 信仰規準及び本教会の教義に関する事項

イ 第二分科会 政治規準と訓練規定に関する事項

ウ 第三分科会 礼拝指針・式文及びリタージと讃美歌に関する事項

二 中会記録調査委員会

三 国内伝道委員会

四 海外伝道委員会

五 宣教と社会問題に関する委員会

六 教育委員会

七 教師試験委員会

八 出版委員会

九 外国教会連絡委員会

十 執事活動委員会

十一 教師共済会委員会

第十六章 委員会

第百九条（委員会） 中会及び大会は、その任務の遂行のため、各種の常任委員会を置く。

2 中会及び大会は、必要に応じて各種の特別委員会を、期間を限定して置くことができる。

3 各種の委員会は、必要な研究、提案をなし、また、中会及び大会の決議を実行する。

4 委員会条例は、各会議が定める。

第百十一条（大会の常任委員会） 大会がその任務の遂行のために置く常任委員会及びその管掌事項は、次のとおりである。

一 憲法関係

ア 憲法委員会第一分科会 信仰規準及び本教会の教義に関する事項

イ 憲法委員会第二分科会 政治規準と訓練規定に関する事項

ウ 憲法委員会第三分科会 礼拝指針・式文及びリタージと讃美歌に関する事項

エ 中会記録調査委員会 中会記録の調査に関する事項

二 宣教関係

ア 国内伝道委員会 国内伝道に関する事項

イ 国内教会関係委員会 国内諸教会等との関係に関する事項

ウ 外国教会関係委員会 外国諸教会や外国ミッション等との関係に関する事項、及び、海外伝道に関する事項

エ 執事活動委員会 教会の執事的課題に関する事項

十二 財務委員会

十三 会計監査委員会

十四 その他、大会が必要とする委員会

第百四十四条

オ 宣教と社会問題に関する委員会 教会の宣教とその時代的課題、及び世に対する教会の立場の表明に関する事項

三 教育関係

ア 教育委員会 教会の教育に関する事項

イ 教育機関誌委員会 教育機関誌の編集発行に関する事項

ウ 学生・青年委員会 全国学生会修養会・全国青年会修養会等に関する事項

エ 教師学科試験委員会 教師志願者の学科試験に関する事項

オ 歴史資料編纂委員会 本教会の歴史の資料収集及び編纂に関する事項

カ 出版委員会 文書出版に関する事項

四 財務関係

ア 経常会計委員会 経常会計に関する事項

イ 教師共済会委員会 教師の医療保障・退職金・年金・子女の就学資金等に関する事項

ウ 予算調整委員会 大会全体の経常会計及び事業会計の予算調整に関する事項

エ 会計監査委員会 会計監査に関する事項

五 その他

ア 諸委員選考委員会 諸委員会の委員選考に関する事項

イ 議事運営委員会 大会会議の議事運営に関する事項

第百四十四条

〔3、5、6項の「教師試験委員会」を「教師学科試験委員会」に名称変更〕